（様式第１号）

　　年　　月　　日

富田林市教育委員会　様

　　　申請者所在地

　　　　申請団体名

　　　　代表者職・氏名

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　担当者名　　　　　　　　電話番号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（日中に連絡が取れる方をご記入ください）

富田林市教育委員会後援等承認申請書

　下記事業を実施するにあたり、富田林市教育委員会の後援等の承認について、関係書類を添えて申請します。また、申請にあたっては、本事業が裏面の各号に該当しないことを誓約します。

記

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 申請内容【　後援名義使用・教育委員会名表彰・その他（　　　　　　）　】 | | |
| １ | 事 業 名 | ( ) 新規申請 ( 　) 前回承認 　　 　年　 月 　日付 富　 　 　　号 |
| ２ | 実施期間 | 年　　月　　日( ) から 　　　　年　　月　　日( ) まで |
| ３ | 実施場所 |  |
| ４ | 実施目的 |  |
| ５ | 主催者名 |  |
| ６ | 参加範囲 |  |
| ７ | 参加料等 | （無料・有料にかかわらず、収支予算書を添付してください） |
| ８ | 申請の目的 |  |
| ９ | 後援、協賛、共催等予定団体 | （本市教育委員会以外の団体） |

【添　付　書　類】

①事業の内容が把握できる書類（事業計画書、収支予算書等）

②活動内容がわかる書類（主催団体の会則、役員名簿等）

**≪注≫ ・富田林市暴力団排除条例に基づき、申請書、添付書類に記載されている情報を**

**警察に照会することがあります。**

**・申請内容について、詳細な資料を求めることがあります。**

富田林市教育委員会の後援等に関する基本的な条件

（いずれかに該当する場合は、後援等は承認できません）

（１）富田林市教育委員会が推進する政策並びに施策に寄与しない事業。

（２）公共性・公益性を有さず、あるいは公序良俗に反するものまたはその恐れがある事業。

（３）営利を主たる目的とする事業。

（４）政治的、宗教的な活動と認められる事業。

（５）特定の会員等のみを対象とする事業。

（６）対象者に富田林市民を含まない事業。

（７）事業の性質または規模等に勘案して教育効果の乏しい事業。

（８）後援等を理由に、富田林市教育委員会に対し、人的・物的な協力や活動等への協力を求める事業。

（９）参加者等に金品の寄付、または援助、事業参加、広報活動等を強要する事業。

（10）入場料やその他の費用を徴収する場合は、その目的や額が社会通念上妥当でない場合。

（11）表彰等の場合は、その審査基準が公正・公平・明確でない場合。

（12）過去に後援等を行った事業については、承認等の条件に反した場合。

（13）富田林市暴力団排除条例（平成25年富田林市条例第30号。以下「条例」という。）第２条第１号に規定する暴力団の利益になると認められる事業。

（14）申請団体の代表者又は役員が条例第２条第２号に規定する暴力団員又は同条第３号に規定する暴力団密接関係者である事業。

（15）前各号に掲げるもののほか、富田林市教育委員会が後援等をすることが不適当と認められる事業

* 事務処理関係上、申請は十分な日程的な余裕をもってお願いします。
* 上記事項に該当していることが判明した場合又は感染症の感染拡大、災害その他社会状況に変化が生じた場合は、後援等の承認を取り消すことがあります。また、「後援」とは申請事業の趣旨に賛同するものですが、事業において発生する損害賠償その他の責任を負うものではありません。

≪参考≫

○富田林市暴力団排除条例（抜粋）

（定義）

第２条　この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

（１）　暴力団　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号。以下「法」という。）第２条第２号に規定する暴力団をいう。

（２）　暴力団員　法第２条第６号に規定する暴力団員をいう。

（３）　暴力団密接関係者　暴力団又は暴力団員と密接な関係を有するものとして規則で定める者をいう。

○富田林市暴力団排除条例施行規則（抜粋）

（暴力団密接関係者）

第３条　条例第２条第３号の規則で定める者は、次のいずれかに該当する者とする。

（１）　自己若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加える目的で、暴力団又は暴力団員を利用した者

（２）　暴力団の威力を利用する目的で、又は暴力団の威力を利用したことに関し、暴力団又は暴力団員に対し、金品その他の財産上の利益又は役務の供与（次号において「利益の供与」という。）をした者

（３）　前号に定めるもののほか、暴力団又は暴力団員に対し、暴力団の活動を助長し、又は暴力団の運営に資することとなる相当の対償のない利益の供与をした者

（４）　暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者

（５）　事業者で、次に掲げる者（アに掲げる者については、当該事業者が法人である場合に限る。）のうちに暴力団員又は前各号のいずれかに該当する者のあるもの

ア　事業者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該事業者に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同等以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）

イ　支配人、本店長、支店長、営業所長、事務所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、営業所、事務所その他の組織（以下「営業所等」という。）の業務を統括する者

ウ　営業所等において、部長、課長、支店次長、副支店長、副所長その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、それらと同等以上の職にあるものであって、事業の利益に重大な影響を及ぼす業務について、一切の裁判外の行為をする権限を有し、又は当該営業所等の業務を統括する者の権限を代行し得る地位にある者

エ　事実上事業者の経営に参加していると認められる者

（６）　前各号のいずれかに該当する者であることを知りながら、これを相手方として、公共工事等に係る下請契約、資材又は原材料の購入契約その他の契約を締結した事業者

○暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（抜粋）

（定義）

第二条　この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

二　暴力団　その団体の構成員（その団体の構成団体の構成員を含む。）が集団的に又は常習的に暴力的不法行為等を行うことを助長するおそれがある団体をいう。

六　暴力団員　暴力団の構成員をいう。